

議会だより

No 169

令和3年
10月31日発行



タブレット端末の運用を開始した9月定例会

令和3年9月定例会

令和2年度 決算認定（一般会計・各特別会計）

令和3年度 補正予算可決（一般会計・各特別会計）

■ 決算質疑	3
■ 可決された議案	3～4
■ 提出議案と議員の賛否	6
■ 一般質問	8～14

一般質問

7人の議員が町の考えを問う

- ・ 塩井早苗議員
- ・ 神谷長平議員
- ・ 佐藤富代議員
- ・ 小島幸典議員
- ・ 松島茂喜議員
- ・ 大野貞夫議員
- ・ 黒田重利議員

邑楽町議会のホームページに
アクセスできます

議会だよりなど議会に関することや
本会議の様様を動画による録画配信
でご覧いただけます



9月定例会

令和2年度の決算を認定

一般会計 歳入総額 128億8,242万円
歳出総額 122億9,846万円
町税収入 38億1,226万円（歳入総額の29.6%）

一般会計決算額は、歳入総額が前年度と比較して、38億4055万円の増加となりました。町税、地方特例交付金、分担金及び負担金などが減少した一方、国庫支出金、繰入金、町債などが増加したことにより、増加の主な内容は、国庫支出金が特別定額給付金給付費補助金をはじめとする新型コロナウイルス感染症対策関係補助金により32億574万円増加したことと、繰入金が4億4874万円増加したことなどです。

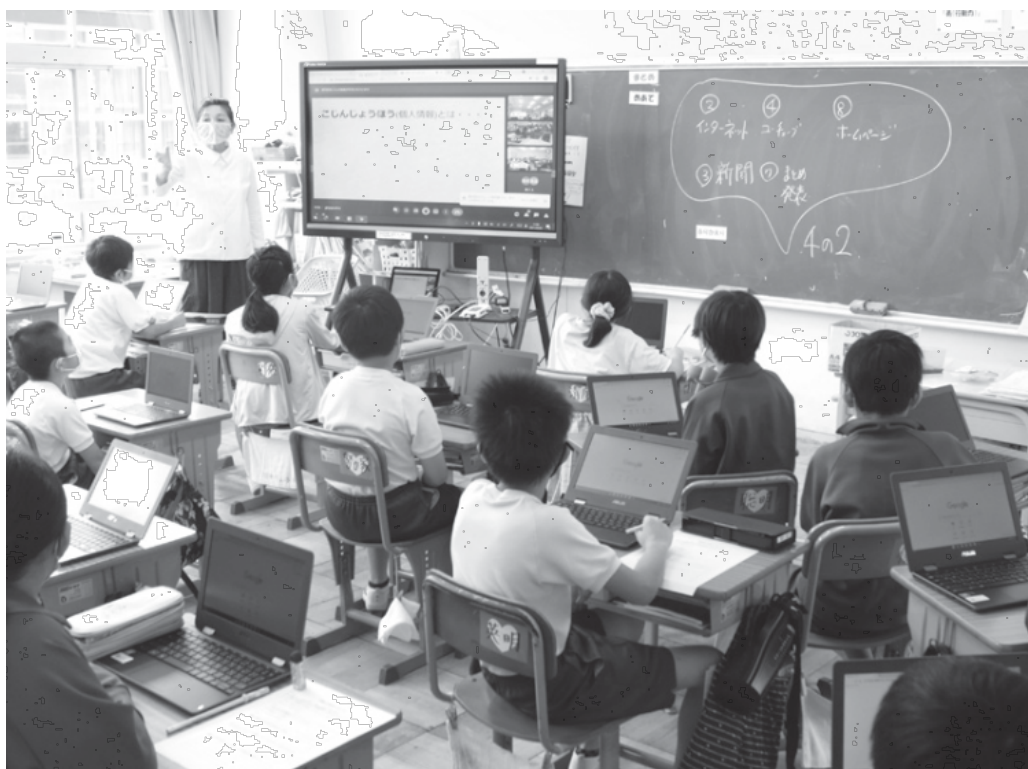
町税収入は38億1226万円、歳入総額に占める構成比は、前年度より15・1%減少の29・6%となりました。収納率について、現年課税分で見ると平成30年度98・7%、令和元年度98・8%、令和2年度96・0%と推移しております。

令和元年度の収納率に対し2・8%の減少については、新型コロナウイルス感染症の影響により納税することが困難な事業者などが、徴収猶予の特例制度を活用したことにより、令和2年度に歳入されるべき町税が減少したことが主な要因です。

歳出においては、予算額129億519万円に対し、決算額は122億9846万円、執行率は95・3%となっております。前年度の執行率は93・6%であり、1・7%の増加となっております。国の年度途中での制度改正などによる予算要求の難しさなどありますが、今後も年度内に事業を完了できるように一層の努力を求めます。

歳出総額は、前年度と比較して36億8714万円の増額となっております。増額

9月定例会では、令和2年度の一般会計決算をはじめ、各特別会計の決算が提出されました。各常任委員会において審査を行い、16日の本会議で各会計とも認定されました。



学校 ICT 環境推進事業により整備されたノートパソコンを使用した授業

の主な要因は、総務費は国の新型コロナウイルス感染症に対応するための特別定額給付金事業により25億1005万円の増加、教育費は学校ICT環境推進事業や学校給食特別会計の廃止による一般会計化などにより6億4650万円増加したことによるものです。

令和2年度の一般会計の概要については、以上のとおりであり、実質単年度収支は黒字となりました。町税は新型コロナウイルス感染症の影響もあり、徴収猶予分を含めても減収となりました。少子高齢化、人口減少などの問題は解決の糸口は見えず、今後も総務費、民生費は増加していく傾向は変わりません。ウイズコロナ、アフターコロナを見据えたデジタルトランスフォーメーションの推進などによる各事業運営の改善や効率化をより一層推進されるよう要望します。

(監査委員による決算審査意見書抜粋)

令和2年度決算額

会計別	歳入総額	歳出総額	差引額
一般会計	128億8,241万9,905円	122億9,845万6,298円	5億8,396万3,607円
国民健康保険特別会計	31億9,053万0,310円	30億3,597万5,124円	1億5,455万5,186円
後期高齢者医療特別会計	3億2,665万7,626円	3億2,591万6,504円	74万1,122円
介護保険特別会計	21億6,356万8,622円	20億1,327万0,144円	1億5,029万8,478円
下水道事業特別会計	2億9,354万6,862円	2億7,298万3,997円	2,056万2,865円

決算の
主な質疑(要旨)

一般会計、各特別会計の決算にあたり、行政効果などについて質疑が行われました。

Q 神谷長平議員 不能欠損額が出ている理由と滞納繰越に対する取り組みは。

A 税務課長 不能欠損額の約1554万円の大半は、固定資産税である。コンビニ納付や電子決済などの導入を進め、納税環境を改善し、納税向上の努力をしているところである。

Q 原義裕議員 令和2年度の財政調整基金は、約20億8000万円であるが、積立金の約6億3000万円は含まれているのか。

A 町長 決算の段階で繰り入れるため含まれている。この基金は、災害など不測の事態が発生した場合に、執行することになっている。

Q 松島茂喜議員 中央公民館費が減額されている一番の理由は何か。

A 生涯学習課長 新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため各種催しが中止となり、文化芸術活動の講師などの報償費が減額となったためである。

Q 塩井早苗議員 幼稚園の会計年度任用職員にわずかではあるが、期末手当が初めて支給されたが。

A 町長 国の制度が変わり、通勤手当なども支給することとなった。今後も働きやすい環境整備に努めていきたい。



可決された議案

〔人事案件〕

行政不服審査会委員の委嘱
行政不服審査会委員の委嘱について同意しました。

高木祥充さん(太田市)

近藤雅義さん(狸塚)

吉田訓子さん(藤川)

情報公開・個人情報保護審査会委員の委嘱
情報公開・個人情報保護審査会委員の委嘱について同意しました。

高木祥充さん(太田市)

近藤雅義さん(狸塚)

吉田訓子さん(藤川)

固定資産評価審査委員会委員の選任
固定資産評価審査委員会委員の選任について同意しました。

岩崎年男さん(秋妻)

【条例改正等】

邑楽町課設置条例の改正

総合計画をはじめとする各個別計画を推進し実現するため、柔軟かつ即応性のある体制の構築を目指し、町民の利便性向上につながる組織機構とするため、条例の一部を改正しました。

《13課2局↓15課2局》

新設

『財政課』

分割

「健康福祉課」

↓「福祉介護課」

「健康づくり課」

「都市建設課」

↓「建設環境課」

「都市計画課」

廃止

「安全安心課」

↓各係を他の課へ編入

名称変更

「住民課」

↓「住民保険課」

邑楽町手数料条例の改正

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」が

改正されたことに伴い、条例の一部を改正しました。

邑楽町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の改正

「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令」が施行されたことに伴い、条例の一部を改正しました。

邑楽町議会委員会条例の改正

「邑楽町課設置条例の一部を改正する条例」が可決されたことに伴い、常任委員会の所管課について改正しました。

総務教育常任委員会

総務課、財政課、企画課、税務課、住民保険課、会計課、教育委員会、他の常任委員会の所管に属しない事項

産業福祉常任委員会

建設環境課、都市計画課、商工振興課、農業振興課、農業委員会、子ども支援課、福祉介護課、健康づくり課

【報告】

令和2年度健全化判断比率及び資金不足比率

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づき、町の財政状況が健全であることが報告されました。

【契約の締結】

令和3年度生活拠点施設整備事業道路改良工事

契約金額

1億2518万円

契約の相手方

邑楽町大字赤堀

株式会社 徳川組



令和3年度公共下水道管渠

築造3—1工区工事

契約金額

7557万円

契約の相手方

館林市北成島町

河本工業 株式会社

意見書

議員提案の意見書1件を可決しました。意見書は、関係行政に提出しました。

コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書

提出者 大野貞夫議員
賛成者 原 義裕議員
神谷長平議員
塩井早苗議員
黒田重利議員
佐藤富代議員

令和3年度補正予算額（9月）

会計別	予算現額	補正額	予算総額
一般会計	92億1,302万円	7億1,523万円	99億2,825万円
国民健康保険特別会計	29億6,102万円	1億6,242万円	31億2,344万円
後期高齢者医療特別会計	3億3,445万円	80万円	3億3,525万円
介護保険特別会計	21億0,293万円	1億5,034万円	22億5,327万円
下水道事業特別会計	3億8,203万円	2,538万円	4億0,741万円

令和2年度 健全化判断比率及び資金不足比率

健全化判断比率	邑楽町	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率 財政規模に対して、一般会計などが出した赤字額の割合	算 定 されず	14.41%	20.00%
連結実質赤字比率 財政規模に対して、町の持っている全会計が出した赤字額の割合	算 定 されず	19.41%	30.00%
実質公債費比率 財政規模に対して、借入金（地方債）の返済額（公債費）の割合	6.5%	25.0%	35.0%
将来負担比率 一般会計などが将来負担しなくてはならない負債額の割合	算 定 されず	350.0%	

資金不足比率	邑楽町	経営健全化基準	備考
公営企業の事業規模における資金の不足額の割合	算 定 されず	20.0%	下水道事業特別会計での算定

※黒字の場合「算定されず」で表示され、町の財政が健全であることを示しています。



令和3年第3回邑楽町議会 定例会 提出議案と議員の賛否

議案等		議席番号														結果
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	
議 員 名		島田時男	佐藤富代	小久保隆光	黒田重利	大賀孝訓	瀬山茂喜	松島早苗	塩井義裕	原村潤	神谷長平	小沢泰治	大野貞夫	小島幸典		
報告第1号	令和2年度健全化判断比率及び資金不足比率の報告について	欠														—
同意第3号	行政不服審査会委員の委嘱につき同意を求めることについて (高木祥充さん)	欠	○	○	○	○	○	○	○	議	○	○	○	○	○	同意
同意第4号	行政不服審査会委員の委嘱につき同意を求めることについて (近藤雅義さん)	欠	○	○	○	○	○	○	○	議	○	○	○	○	○	同意
同意第5号	行政不服審査会委員の委嘱につき同意を求めることについて (吉田訓子さん)	欠	○	○	○	○	○	○	○	議	○	○	○	○	○	同意
同意第6号	情報公開・個人情報保護審査会委員の委嘱につき同意を求めることについて (高木祥充さん)	欠	○	○	○	○	○	○	○	議	○	○	○	○	○	同意
同意第7号	情報公開・個人情報保護審査会委員の委嘱につき同意を求めることについて (近藤雅義さん)	欠	○	○	○	○	○	○	○	議	○	○	○	○	○	同意
同意第8号	情報公開・個人情報保護審査会委員の委嘱につき同意を求めることについて (吉田訓子さん)	欠	○	○	○	○	○	○	○	議	○	○	○	○	○	同意
同意第9号	固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて (岩崎年男さん)	欠	○	○	○	○	○	○	○	議	○	○	○	○	○	同意
議案第35号	邑楽町課設置条例の一部を改正する条例	欠	○	○	○	○	○	○	○	議	○	○	○	○	○	可決
議案第36号	邑楽町手数料条例の一部を改正する条例	欠	○	○	○	○	○	○	○	議	○	○	○	○	○	可決
議案第37号	邑楽町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	欠	○	○	○	○	○	○	○	議	○	○	○	○	○	可決
議案第38号	工事請負契約の締結について (令和3年度生活拠点施設整備事業道路改良工事)	欠	○	○	○	○	○	○	○	議	○	○	○	○	○	可決
議案第39号	工事請負契約の締結について (令和3年度公共下水道管渠築造3-1工区工事)	欠	○	○	○	○	○	○	○	議	○	○	○	○	○	可決
議案第40号	令和3年度邑楽町一般会計補正予算(第2号)	欠	○	○	○	○	○	○	○	議	○	○	○	○	○	可決
議案第41号	令和3年度邑楽町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)	欠	○	○	○	○	○	○	○	議	○	○	○	○	○	可決
議案第42号	令和3年度邑楽町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)	欠	○	○	○	○	○	○	○	議	○	○	○	○	○	可決
議案第43号	令和3年度邑楽町介護保険特別会計補正予算(第1号)	欠	○	○	○	○	○	○	○	議	○	○	○	○	○	可決
議案第44号	令和3年度邑楽町下水道事業特別会計補正予算(第1号)	欠	○	○	○	○	○	○	○	議	○	○	○	○	○	可決
認定第1号	令和2年度邑楽町一般会計歳入歳出決算認定について	欠	○	○	○	○	○	○	○	議	○	○	×	○	○	認定
認定第2号	令和2年度邑楽町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について	欠	○	○	○	○	○	○	○	議	○	○	×	○	○	認定
認定第3号	令和2年度邑楽町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について	欠	○	○	○	○	○	○	○	議	○	○	×	○	○	認定
認定第4号	令和2年度邑楽町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について	欠	○	○	○	○	○	○	○	議	○	○	×	○	○	認定
認定第5号	令和2年度邑楽町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	欠	○	○	○	○	○	○	○	議	○	○	○	○	○	認定
発議第3号	邑楽町議会委員会条例の一部を改正する条例	欠	○	○	○	○	○	○	○	議	○	○	○	○	○	可決
発議第4号	コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書提出について	欠	○	○	○	○	○	○	○	議	○	○	○	○	○	可決

※ ○…賛成 ×…反対 欠…欠席

議…議長（議事進行を行う議長は採決に加わりません。賛否同数の場合のみ議長裁決として賛否を表明します）

9月定例会から 町議会にタブレット端末を導入しました

タブレット端末の導入については、議会改革の一つである「ICT化の推進」により、令和2年9月からタブレット端末の導入に向け調査、協議を重ねてきました。その結果、タブレット端末を導入することを決定し、令和3年7月からは、タブレット端末やペーパーレス会議システムの操作研修会を開催するなど準備を進め、9月定例会から運用を開始しました。

町議会では、タブレット端末の導入を契機にICTの積極的な活用に励んでまいります。

導入の目的

・「環境負荷の低減」

これまで紙で配付していた資料をペーパーレス会議システムの導入により、資料を電子化し紙の使用量を減らす。

・「効果的、効率的な議会運営」

資料や情報の共有、閲覧を全議員が瞬時に行える。また、会期日程などの議会スケジュールが共有できる。

・「議員活動の充実」

検索機能で必要な情報を瞬時に探し出し調査、研究ができる。

・その他「ICTスキルの向上」、「業務の効率化」など

導入の費用

おおよそ380万円（タブレット端末代、ペーパーレス会議システム使用料、通信費など）



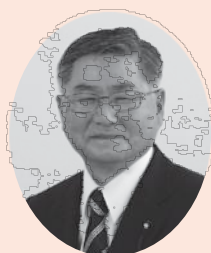
導入したタブレット端末
iPad Pro（12.9インチ）



ICT活用が本格始動した9月定例会の様子



議案などの資料はタブレット端末で確認（議案などの資料は、今年度のみ紙資料と併用）



松村 潤 議長

議長メッセージ

タブレット端末については、議会改革の一つとして議会でもICT化を積極的に推進していくことから導入しました。議会のICT化をきっかけに、今後さらに議会活動が活発になるよう努めてまいります。



町執行部も9月定例会から
タブレット端末を導入



塩井 早苗
議員



邑楽町環境基本条例の 制定について

問 6月に開催された産業福祉常任委員会において、邑楽町環境基本条例が必要であると共通認識され、担当課長や町長とも合意が取れていた。現在の取り組みや進捗状況を確認したい。

答 **安全安心課長** 近隣の環境基本条例を確認し、情報収集をしながら検討を開始したところである。

問 12月議会には環境基本条例を上程していただきたいと話していた。また、環境保全条例は早急に改善が必要であるが、準備はどうなっているのか。

答 **安全安心課長** 環境保全条例は、工場や事業所が盛んに町内に進出してきたところに制定された。工

場、事業場などに起因する環境汚染を防止するための規制などを行い、町民の健康と快適な生活環境を保全することを目的としているため、項目や施行規則、数値など現状と合わない箇所もあり、環境基本条例との関連を合わせて検討する必要がある。

問 環境問題は幅が広く、要因が複雑に絡まっている。大きく分類すると地球温暖化、海洋・水質・大気汚染、森林破壊などが挙げられる。これらは人為的に起こされ、私たちが利便性を追求した結果の代償である。環境問題は重要であり、喫緊の課題と認識しているが町長の考えは。

答 **町長** 地球規模の問題を解決するためには、やはり一人一人の問題意識が大切であり、情報を共有して行動することが必要である。

問 町は、具体的に何から行動を起こしていけばいいのか。

答 **町長** 町民の皆さんにまず足元から理解をしていただくような基本条例を制定することが必要かと思う。

問 副町長はどのように感じているのか。

答 **副町長** 解決の方法を考えた場合、一人一人の行動の変容、生活の仕方、行動様式を変えていくこと

しか解決の方法はない。行動様式を変えるには、一人一人に地球環境の問題を学んでもらい、自分の行動を見直していくところからスタートし、一人の責任ではなく、町として組織的に行うことが必要であると考え

問 町の自然環境を次世代に残すためには、まず環境基本条例をつくり、既存の条例などの改正を行うことが見えてきたが、条例制定はいつ頃になるのか。

制定には
若干の時間が必要

答 **町長** 非常に大事な条例でもあり、担当に十分調査研究をさせ、整合性の取れた条例にするには、若干の時間が必要かと思う。

問 多岐にわたる環境基本条例をつくるには法律の専門家や、環境問題を熟知した人たちの知見が盛り

込まれなくてはならない。コンサルタント的なノウハウが必要と考えるが。

答 **町長** 現段階では方向性を検討している段階で、必要となった場合はコンサルの予算措置も考える。十分な調査、研究をしたい。



早急に改善が必要な邑楽町環境保全条例

一般質問



神谷 長平
議員



社会情勢に対応した 行財政運営について

問 邑楽町課設置条例の一部を改正する条例が可決され、令和4年4月1日から施行されることとなった。町に灯りがともされた

事業では具体的にどのような開発事業を推進するのか。

答 町長 これまで商工振興課で行ってきた工場誘致や相談ことは、引き続き商工振興課が受け継ぐ。

具体的な事業は、都市計画課に開発係を設けることで進めていきたい。

問 平成27年12月22日の本会議において、西邑楽

土地開発公社の定款変更が全議員の賛成で可決された。社会情勢の変化に対応した最善の結果と思っている。

これから新たにまちづくりを進めていくには、土地開発公社の活用が必要不可欠と思われる。町長は、土地開発公社の必要性についてどのように考えているのか。

土地開発公社は必要で、具体的に検討したい

答 町長 平成28年4月1日に西邑楽土地開発公

社から脱退した経緯はあるが、産業団地の造成や引き合いのある企業もあり、事業実施に必要な部分が今後数多くあると思っている。それを考えると、西邑楽土地開発公社を脱退したが、町単独での土地開発公社の設置も考えていく必要があると思っている。その場合には、新たに設置する都市

計画課の開発係を担当に充て、事業の展開を進めていくことが必要と考えており、具体的に検討をしたい。

問 一級河川の新堀川・逆川は、平成30年10月に邑楽・館林圏河川整備計画が策定され、国土交通大臣の認可を受け決定された。

新堀川は現在の流量15トンの3倍である45トンの計画、逆川は現在の流量5トンから約15トンに拡張される計画と聞いている。その後の進捗状況について、県から町に協議や報告はあったのか。

答 都市建設課長 館林土木事務所を確認したところ、現在は平成25年度から着手している最下流部の

新堀川導水路の改修工事を進めており、新堀川、逆川の改修は、この工事完了後に実施するとの報告を受けている。

問 県では、逆川に対して、工事とは別に調査や地主の意向を調整された経緯はあるのか。

答 都市建設課長 令和6年度までに、測量や用地調査などが実施できるように進めている。土地所有者への通知はまだ予定されていない。土地所有者に知らせる必要がある測量などを実施する際には、通知されると聞いている。

問 毎年、館林市と邑楽郡5町で組織している邑楽館林主要河川改修促進同盟会において、中小河川改修事業促進に関する要望活動を行っている。そのほかにも町単独では、どのような要望活動を行っているのか。

答 町長 コロナ禍の状況もあり、昨年、今年とも具体的な行動は起こしていない。



多々良沼側から工事が始まった逆川



佐藤 富代
議員



機構改革による危機管理 体制の強化について

問 平成26年に安全安心課が誕生した。その時に総務課から消防・防災関係

を移行し交通防災係としたが、今回の機構改革では、再び総務課の所管となる。このことがなぜ危機管理体制の強化につながるのか。

答 副町長 安全安心課に交通防災係を置き、防

犯や防災、交通を一つに集め、有機的に行動できるという画期的解決であった。しかし、台風19号では避難所の設置や対策本部の運営、職員の動員などの指揮命令系統が問題となった。これからは地域防災組織の活用、活性化が重要である。今回の機構改革では、過去の良さを生かし、安全安心課が担当していた防災と、人事

を担当する部署を一つの課にまとめ、同じ管理者が2つの課題を統合的にまとめる。そして、地域防災組織を所管する総務課に一元化することにより、全体を見ながら強力に進める体制ができるようになる。

問 邑楽町は、自主防災組織率100%である。活性化への取り組みは、どのようになっているのか。

答 総務課長 各区長への働きかけは総務課が、行政区の防災訓練や講話などは安全安心課が関わっているのが実情である。

問 災害に備え地域全体で要支援者を支援する取り組みとして『避難行動要

支援者名簿』が作成されている。地域と行政がいかに協働すれば安全な避難につながるのか。

答 総務課長 地域では、複数の組織や近所の人

が関わっている。これら有機的に情報交換し、災害時は地域で支援するという意識を持つて、要支援者として行政も把握していく。

このような形で少しずつ地域の防災力を高め、完成させるのがいいと思う。今回の改革では、具体的行動に進めていけると思う。

問 機構改革による行政サービスの上に向けた取り組みについては。

答 副町長 課の業務量の平準化、課長の指示が

行き届く適正範囲と課長のリーダーシップが発揮できる組織づくりを大事にした。自治体が抱える危機には、自然災害の他に公共施設の老朽化による事故、行政手続の遅れ、職員の心身の健康問題など多岐にわたる。これらの問題を改善するには、行動規範や業務基準が共有されていること。併せてマニュアルが整備され、確実に実行されていることの点検も重要である。ダブルチェックができる体制づくりに取り組んだ。

問 機構改革を指示し、その骨子を示した町長はどのように受け止めているのか。

現場の声を反映した
機構改革

答 町長 今回の改革では、現場の声を反映させ15課48係に凝縮された。町が変わった、よくなったと評価されるよう努めなければ



機構改革は総合計画を実現するための一つでもある

ならない。職員と共にまちづくりまい進していく。

一般質問



小島 幸典
議員



町道の歩道及び 横断歩道の整備を

問 町道18号線の歩道に、草木や竹が覆いかぶさり危険なところがある。通

学路にもなっており、自転車通学の中学生の下校時や、一般の人が買い物などするときに大変危険である。町では、交通安全対策として、道路整備をどのように考えているのか。

答 安全安心課長 雑草や雑草も財産であり、その管理責任は所有者にある。所有者以外の人が雑木の伐採などの駆除をすることはできないので、町では現況を確認し、所有者などに連絡し処理をお願いしている。

問 土地所有者へ連絡したということだが、どのような回答だったのか。

答 安全安心課長 所有者が数人いて、その内の一人から頼まれたという業者が現場を確認した状況である。

問 所有者へは、どのような指導、交渉をしているのか。

答 安全安心課長 所有者は数人いて遠方のため、書面での対応を取っている。

問 直接出向いての交渉はしていないのか。

答 安全安心課長 所有者が近くにいる場合は、直接会って処理をお願いすることもできる。

問 事故が起きてからでは遅い。町で歩道をふさいでいる草を処理できないか。さらに所有者に会うなどもっと積極的で前向きな姿勢を望むが。

原因者に責任を持って
処理してもらう

答 町長 担当課長の回答のとおり、原因者に責任を持つて処理していただくことが、最初の段階と思っている。

問 この道路は、通学路にもなっている。教育長はどう思うか。

答 教育長 子どもたちは交通ルールをしっかり守っている。安全に越したことはない。きれいな町道になってくれればと思っている。

問 この問題を副町長はどう思うか。

答 副町長 今後、行政が何らかの形で強制力を発揮できるような法体系を作っていく必要があると考えている。国民が議論し、国に法律の改正を求めていることがなければ、勝手に切ることができない状況である。

問 総務課長はどう思うか。

答 総務課長 担当課で所有者へ連絡しているようでもある。事故が起らないように安全運転を行うということは交通安全の基

本でもあり、安全教育を行うことも重要と思う。

問 事故を起こした人も心に傷ができる。次の段階の交渉の考えは。

答 安全安心課長 引き続き、連絡が取れる方法で対応していきたい。

※町道18号線：旧中野公民館交差点から雷電橋に通じる道路まで



歩道をふさぐ雑草



松島 茂喜
議員



土砂条例違反について

問 邑楽町では、土砂条例違反が7件あり、うち6件に70歳代の現職町議が関与という記事が、上毛新聞に掲載された。違反事例はあるのか。

答 **安全安心課長** 許可を受けずに土砂などによる埋め立て、盛土、堆積をした事例は7件、2業者である。業者の内訳は6件と1件である。

問 違反件数、内容から悪質だという認識はあるのか。

答 **町長** 平成26年3月に認知し、許可申請、原状回復の命令書を出し指導してきたが、遵守されていないことは遺憾である。

問 命令書は何回出したのか。

答 **安全安心課長** 平成26年6月9日から平成28年1月26日までの間に計17回である。

問 無許可で事業を行った場合は、刑事罰が科せられるが、3年で時効成立である。町長は命令書を出した時点で、時効があることを知っていたのか。

答 **町長** 時効があることは認識していたが、3年だとは知らなかった。

問 行政処分である命令書には、時効はないという解釈で良いのか。

答 **安全安心課長** 町の顧問弁護士から、行政処分弁護士から、行政処

分については、時効がないことを確認している。

問 条例では、違反事実の公表ができるとされている。この7件は、適用されるのか。

答 **安全安心課長** 施工基準に違反し、措置命令に従わない場合は適用される。

問 なぜ公表していないのか。

答 **町長** 届け出をせずに事業を行った場合は、公表という手順を踏まずに刑事罰が適用されると解釈していた。

問 町長の法解釈が間違っていたということであ

る。それでも公表するつもりはないのか。

答 **町長** 今後十分研究を重ねる中で、検討したい。

問 刑事告発もせず時効を迎え、公表できるにもかかわらず、今から検討するということだが、町長と違反者には、何か特別な関係でもあるのか。

答 **町長** 施工基準に違反しているという事実関係を踏まえて検討していく。

問 既に事実が明らかである。公表できない理由の一つもない。この場で公表していただきたい。

答 **町長** 公表していくという方向で検討したい。

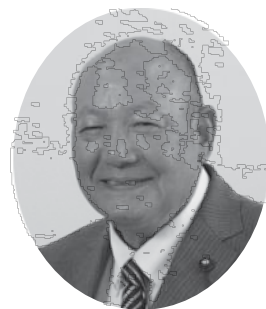
問 いつまで検討し、いつ結果を出すのか。

答 **町長** 一旦その該当者に措置命令を出し、従わない場合は公表する。

問 なぜ今から命令書を出すのか。

答 **町長** 施工基準に違反している命令まで至っていないと自身が理解していたので、改めて發送したい。それに従わないということになれば、事実公表に結び付けたい。

一般質問



大野 貞夫
議員



中央公民館の雨漏り 対策の今後について

問 中央公民館の雨漏りの経過と現状について説明してほしい。

答 生涯学習課長 令和元年10月12日、台風19号が通過し、その日の深夜から朝にかけて雨漏りを確認した。直ちに調査及び雨漏りを止めるための措置を行ったが、効果は確認できなかった。その後、太平洋コンサルタントによる調査、前橋工科大学の准教授による学術指導が行われた。これを受け令和2年10月6日、町と施工者との間で覚書に調印した。内容は、施工者は①補修工事を実施すること。②費用を負担すること。③工事完了後、一年以内に雨漏りが発生した場合は誠意を持って対応すること。

というものである。補修工事は、11月3日から開始し12月28日に完了した。令和3年1月以降も若干の雨漏りが確認されているが、その都度、施工者に報告し対策が行われている。現在、雨漏りの状況は改善されてきているが、雨漏りが確認された場合は、対策を求めている。

問 以前と比較し、補修した結果が現れていると思うが、完全に確実にはいえないと思う。この補修工事は、成功したと思っているのか。

答 町長 経過報告を見ると、成功したとは思っていない。今後の対応によるということになる。

問 覚書の第5条で『この覚書に定めのない事項及び疑義の事項は町、施工者が協議し決定する』とある。今後、大小の差はあるにしても、継続的に雨漏りが止まらない状況が続いた場合、最終的に誰が責任を担保できるのか、安心して対応できるものを作る必要がある。その責任は、金子町政にあると思うが。

答 町長 私は、施工者が最後まで責任をもつてやっていたかどうかの確認もしている。行っていただけのもので、行っていないものもある。要は信頼関係の問題になるが、その関係を構築してい

施工者が
責任を持って対応

く。町内の業者でもあるので、十分その点については約束を守っていただけるものと思っている。最終的な責任は、私にあるわけだが、その約束を信頼し、問題解決に向けて努力していく覚悟である。

問 確かに信頼関係は大事である。しかし、それを裏付ける、そこにその信頼関係をより確かなものにする、それが必要である。一つには、後世に残る公的な文書として作る。それがなければ、何の保証にもならない。単に信頼関係だけではだめだと思うが。

答 町長 信用、信頼関係に勝るものはないと思っている。今後も雨漏りが引き続き起きている状況であれば、私の責任において、その責任を果たすべく、そして後継者の方に『施工者との約束はこうなっています』ということを十分伝えた中で、問題がないよう

に取り計らっていく考えである。



雨漏りの状況が改善してきている中央公民館



黒田 重利
議員



産業団地の状況について

問 企業を誘致するための産業団地の進捗状況は。

答 **商工振興課長** 産業団地の造成に関わるコストを比較し、採算性が見合つかなど検討している。また、県側とも関係各課と協議を進めている。

問 企業誘致、産業団地造成の場所や対策は。

答 **商工振興課長** 町は高速道路から近く、交通アクセスが良好で利便性が高い。周囲の住環境などに悪影響を及ぼさない地域で、企業にとって魅力ある場所を考えている。

答 **都市建設課長** 産業団地を拡大する際の場所の選定では、調整池が小さくて済む場所を選択するこ

とも大切である。

答 **農業振興課長** 新たな産業団地を造成するには50ヘクタール以上の土地が必要になるため、大部分が農用地区域内の農地、いわゆる青地になる。青地は、農業政策の観点から守るべき農地と考えている。

問 企業誘致や産業団地の条件として必要なことは何か。

答 **都市建設課長** ①都市計画法関係法令に適合すること。②群馬まちづくりビジョン、都市計画区域マスタープランなどの上位計画との整合が取れていること。③工業地は高速道路、インターチェンジ周辺や幹線道路沿線などの広域ネッ

トワークへのアクセス環境が整った地区に配置すること。④農林漁業との調和を図ること。⑤河川及び排水路の整備状況を勘案し、周辺及び下流域に影響を与えないよう配慮すること。⑥20ヘクタール以上は、環境影響評価法及び環境影響評価を適切に行うこと。⑦事業実施用地取得が確実にあること。などが必要となる。

問 非常に厳しい条件だが、町は可能なのか。

答 **商工振興課長** 可能である。

問 産業団地の造成に取り組みつもりはあるのか。

答 **町長** 財政的な面、雇用創出の面などを考えた場合、産業団地を造成し、町の活性化を図ることは大変大事なことを思っている。

問 産業団地の造成、企業誘致が全く進んでいない原因は何か。

答 **商工振興課長** 優良企業の進出が確実に担保されないことや、雨水排水対策にコストがかかるため事業の採算性に乏しい状況であること。そして、青地の除外が非常に困難であることである。

問 対策、打開策はあるのか。

答 **商工振興課長** 災害が少なく、すばらしい町を企業にPR、アピールして、関係する各課、機関と連携を図り、優良企業に積極的な誘致活動をしていくことだと考えている。

問 中小企業も複数集まれば、相応の雇用や税収も増える。今後、小規模産業団地の考えはあるのか。

答 **商工振興課長** 今後検討していく必要がある。

問 税収や雇用を増やす対策はあるのか。

積極的に取り組んでいく

答 **町長** 中小企業の団地も考えている。産業振興や地域経済発展のため、積極的に取り組んでいきたい。



上空から見た鞍掛第三工業団地



休憩室 The Lounge

私の大切なもの



小林隆子
(明野・34区)

大切なもの、家族・健康・友人・普通の生活・思い出の写真etc。挙げていたらきりがないかも…。でも、今、私の中でNo.1はペットのネコです。

娘が小学生の頃、毎日のように『ネコ飼いたい、ネコ飼いたい』といていたところ、知人の仕事場に捨てられていた生後2週間くらいの姉弟猫2匹を引き取るようになりました。

生後間もない小さい仔猫の世話は大変なこともありましたが、気が付けば今年の5月で17年目！人間でいうと84歳です。最近では寝ていることが多くなりました。2匹のネコに毎日話すことは『ずっとずっと一緒にいようね』『元気でがんばろうね』と…。ネコは『分かったよ』と言ってくれているかのように、シツと見つめてきます。今、私のそばにいてくれる大切な家族です。

近年、小動物への虐待の報道が多く見受けられます。そのような報道や記事が一つでもなくなることを願っています。

議会のうごき

8月

- 19日 邑楽郡町村議会議長会臨時会
- 24日 群馬東部水道企業団議会全員協議会
- 25日 議会運営委員会
- 26日 総務教育常任委員会
産業福祉常任委員会
- 27日 全員協議会

9月

- 7日～17日 第3回定例会
(本会議、議会運営委員会、
各常任委員会、全員協議会、
議会広報委員会)
- 28日 大泉町外二町環境衛生施設組合議会

10月

- 1日 太田市外三町広域清掃組合議会
- 5日 議会広報委員会編集会議
- 13日 群馬東部水道企業団議会
- 14日 議会広報委員会校正会議
- 21日 全員協議会

議会を傍聴しましょう

次回の定例会は

12月6日 から 10日を予定しています

(開会は原則、午前10時 一般質問は7日、8日を予定)

住所・名前・年齢を受付票に書くだけでどなたでも傍聴できます。

役場庁舎1階ロビーのテレビにおいても、本会議の様相を中継していますので、お気軽にご覧ください。

議会の会議録(議事などの経過をそのまま記録したもの)は、図書館、中央公民館、長柄公民館、高島公民館に置いてあります。また、ホームページでも会議録全文や本会議の様子を動画配信により見るができますので、ご覧ください。



邑楽町議会

検索

詳しくは、議会事務局まで
47-5000

※ 新型コロナウイルス感染症の感染状況により、傍聴をご遠慮いただく場合があります。

群馬県前橋市

私

のふるさととは、群馬県人なら誰でも知っている上毛かるたで『県都前橋生糸の市』と読まれている、群馬県の県庁所在地の前橋市です。

就職を機に前橋市を離れ、館林市を経て邑楽町の現在の場所に越してきて20年が過ぎました。

子どものころに両親と行って遊んだ『前橋市中央児童遊園るなばあく』や、一年で春と秋に2回美しいバ

ラが咲く『敷島公園』、四季折々の花がある『ぐんまフラワーパーク』と名所はたくさんあります。中でも一番の名所は、春には新緑、夏には避暑地として、また秋には、美しい紅葉、冬にはスキーや大沼でのワカサギ釣りと一年中楽しむことができる県央に位置する『赤城山』です。皆さんも一度は、足を運んでみてはいかがでしょう。か。今でも仕事の出張や同窓



吉田 祐一
(明野・34区)

会、墓参りと年に何度となく前橋市に行っています。卒業した中学校は、人口の空洞化により統廃合でなくなっていました。が、同窓会では皆が、中学時代にタイムスリップして話に花が咲きます。やつぱり生まれ育ったふるさととは、大切な宝物です。



赤城山大沼の紅葉

編集後記

実りの秋の収穫も順調に進み、農家の皆さんは一息ついているところかと思っています。

さて、町議会は第3回定例会を9月7日〜17日まで開催し、令和2年度の各会計の決算など認定しました。一般質問には7人の議員が登壇し、町政について熱心に質問しました。

また、今期定例会も傍聴席の人数制限やマスクを着用するなど感染対策を十分に行いながら開催しました。

そして、第3回定例会は、タブレット端末を導入して初めての議会でもありました。町から上程される本会議の議案書をはじめ、全員協議会や常任委員会などもタブレット端末を使用し会議を行いました。そのほか、会議の通知や連絡事項も紙資料に代わり、タブレット端末に情報が送られるようになりました。

導入されたタブレット端末を有効に活用し、議員活動をまい進してまいります。

(小久保 記)